

令和7年度に実施した個別指導に
おいて保険医療機関（歯科）に
改善を求めた主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 8 年 8 月

目 次

I 保険診療等に関する事項

1	診療録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	初・再診料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	医学管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	在宅医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	画像診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	リハビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	処置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8	手術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
9	歯冠修復及び欠損補綴・・・・・・・・・・・・・・・・	4

II 診療報酬の請求等に関する事項

1	届出事項、報告事項等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	揭示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	診療報酬請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	一部負担金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 保険医は、診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ② 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので適切に記載すること。
 - ア 診療行為の手順と異なった記載がある。
 - イ 訂正又は追記した者及び日時が不明である。
 - ウ 療法・処置欄の1行に対し複数段の記載がある。
- ③ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 開始年月日、終了年月日、転帰について記載がない。
 - イ 傷病名について、1回目の歯周病検査を実施せずにPと診断しているものが見られたが、確定診断は客観的な検査等に基づいて行うものであることに留意すること。
 - ウ 傷病名にCの略称を使用しており、病態に係る記載がない。
 - エ 部位について記載がない。
- ④ 診療録の整備及び保管状況について、不備のある例が認められたので改めると。
 - ア 診療録等が適切に編綴されていない。

(2) 歯科技工指示書

- ① 歯科技工指示書に記載すべき次の内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する診療所の所在地

2 初・再診料

(1) 初・再診料

- ① 算定できない歯科初診料を算定している次の例が認められたので改めると。
 - ア 歯周病等の慢性疾患である場合等であって、明らかに同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 1回目の管理計画において、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 治療方針の概要等
 - イ 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

- ② 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 治療方針の概要等（治療の予定等）

イ 患者の基本状況（服薬等）

- ③ 長期管理加算を初めて算定する場合に、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項の要点

（２）根面う蝕管理料

- ① 根面う蝕管理料に係る診療録に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 患者等に対し、説明した内容の要点

（３）薬剤情報提供料

- ① 薬剤情報提供料に係る情報提供文書に記載すべき内容（相互作用）について、記載の不十分な例が認められたので、適切に記載すること。

4 在宅医療

（１）歯科訪問診療料

- ① 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む。）

5 画像診断

（１）総論的事項

- ① 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。

（２）診断料

- ① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科エックス線撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

- ② 歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。

6 リハビリテーション

（１）歯科口腔リハビリテーション料 1

- ① 歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している場合に診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 調整部位又は指導内容等の要点

7 処置

(1) う蝕処置

- ① 算定要件を満たしていないう蝕処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。

(2) 歯内療法

- ① 感染根管処置における根管内の感染状況及び即日の根管充填を選択した根拠について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ② 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が根管充填の確認に利用できない。

イ 緊密な根管充填を行っていない。

(3) 歯周組織の処置

- ① 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。

(4) 歯周病安定期治療

- ① 歯周病安定期治療に係る管理計画書に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病安定期治療の治療方針

- ② 歯周病安定期治療の実施に際しては、一連の歯周基本治療等の終了後に、一時的に病状が安定した状態であって、継続的な治療が必要と判断された患者に対して、病状の安定を維持し、治癒させることを目的として実施すること。

(5) 歯周病重症化予防治療

- ① 歯周病重症化予防治療に係る管理計画書に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病重症化予防治療の治療方針

(6) 口腔内装置

- ① 口腔内装置「3 口腔内装置3」で算定すべきものを「2 口腔内装置2」として誤って算定している例が認められたので改めること。

8 手術

(1) 口腔内消炎手術

- ① 診療録に記載すべき内容について、記載が不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 症状

イ 手術内容の要点

9 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 補綴時診断料の診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点

(2) 有床義歯

- ① 診療録記載、歯科技工指示書、歯科技工納品書等から判断して、製作内容が有床義歯の補強線と判断すべきものをバーとして誤って算定している例が認められたので改めること。

- ② 算定できない補綴隙を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 総義歯に該当している。

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等

(1) 届出事項

- ① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに四国厚生支局あてに届けること。

ア 保険医の異動

2 掲示事項

- (1) 保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示を行うこと。

- ① 次の施設基準に係る事項の掲示をしていない。

ア 歯科外来診療医療安全対策加算 1

イ 歯科外来診療感染対策加算 1

ウ 歯科治療時医療管理料

エ 歯科口腔リハビリテーション料 2

オ 歯周組織再生誘導手術

- ② 自ら管理するホームページ等を有する保険医療機関の場合は、各種院内掲示事項について適切にウェブサイトに掲載すること。

3 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 審査支払機関からの返戻、増減点連絡書は、内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなどその活用を図ること。

(2) 診療報酬明細書の記載

- ① 診療報酬明細書について、実態と異なる記載が認められたので、適切に記載すること。

4 一部負担金等

(1) 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。

- ① 診療報酬明細書の作成、確認時に算定内容を修正した際に、一部負担金に過不足が生じた場合は、患者に適切に追徴や返金等の対応をすること。

(2) 審査支払機関が行った減額査定を認容した結果、一部負担金に過徴収が生じた場合は、患者に適切に返金等の対応をすること。